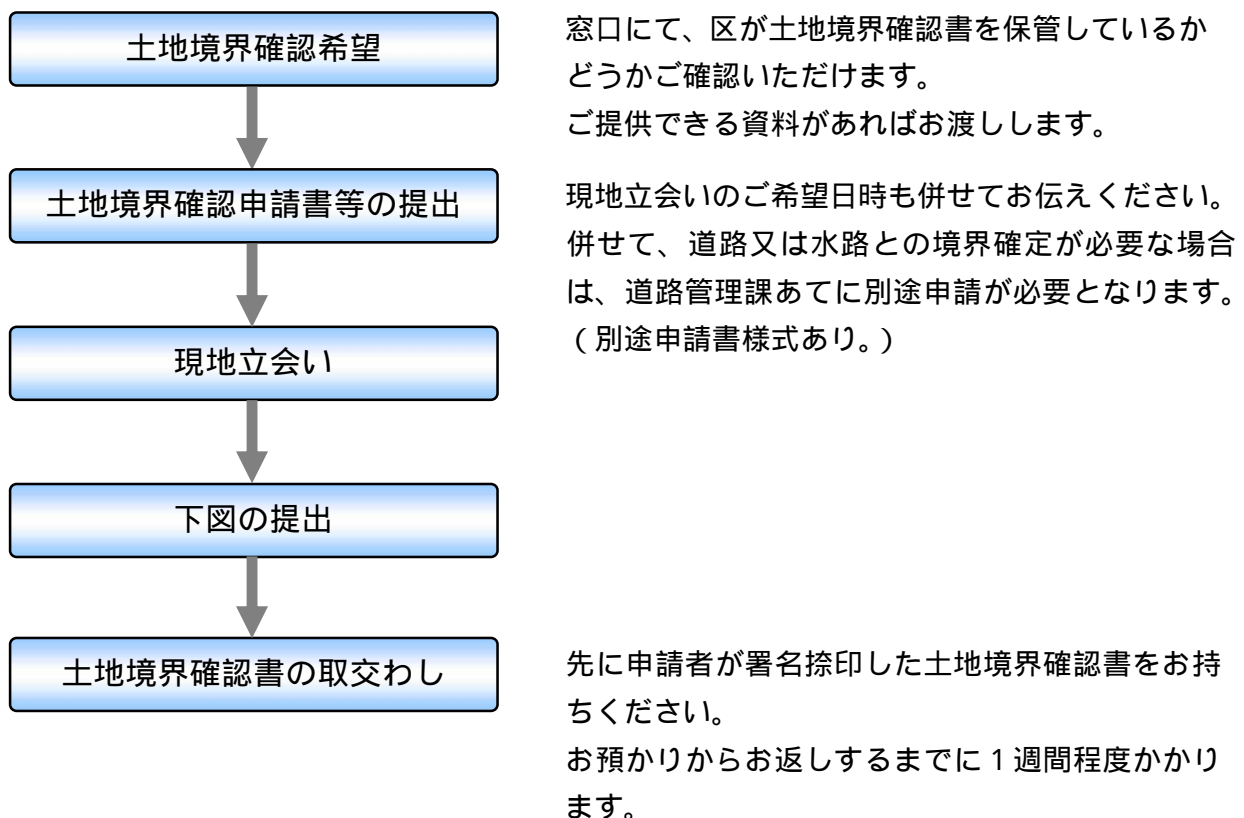


世田谷区有地との土地境界確認または 土地境界確認書（写し）の交付について

1. 土地境界確認

(1) 土地境界確認手続きの流れ

世田谷区有地（道路代替地、道路及び水路を除く。）との土地境界確認をご希望される場合は、以下の手続きが必要になります。



(2) 申請書類

土地境界確認申請には、以下の書類を提出してください。ただし、併せて道路又は水路との境界確定申請を行う場合には、～の添付書類はコピーでも構いません。

土地境界確認申請書

案内図

公図写し

印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの）

申請地の全部事項証明書

代表者事項証明書（申請者が法人の場合）

道路代替地、道路及び水路については、申請書や添付書類が異なりますので、直接担当所管にお問い合わせください。

2 . 土地境界確認書（写し）の交付（再交付）

世田谷区が保管する土地境界確認書の写しの交付を希望される場合は、以下の書類を提出してください。土地境界確認書の写しに公印を押印した鑑文を添付して交付します。申請からお渡しまでに3日程度かかります。

ただし、土地境界確認書に記載されている方、その相続人または特定承継人以外の方には交付できません。

土地境界確認書交付申請書

委任状（ 代理人が申請及び受領する場合）

印鑑登録証明書（ 発行後3か月以内のもの）

申請地の全部事項証明書（ 土地境界確認書取交時から所有権移転している場合）

代表者事項証明書（ 申請者が法人の場合）

3 . 取扱窓口

庁舎、地区会館、区民集会所、公園、保育園、児童館等について

財務部経理課財産管理係

世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区役所東棟5階503番窓口

03 - 5432 - 2143

幼稚園、小学校、中学校、図書館等について

教育委員会事務局教育総務課経理係

世田谷区世田谷4 - 21 - 27

世田谷区役所東棟6階604番窓口

03 - 5432 - 2655

・ 道路代替地について

道路・交通計画部道路事業推進課

世田谷区玉川1 - 20 - 1

二子玉川分庁舎3階A32窓口

03 - 6432 - 7941

・ 道路及び水路について

道路・交通計画部道路管理課

世田谷区玉川1 - 20 - 1

二子玉川分庁舎2階A25窓口

03 - 6432 - 7923 ~ 7927